

重要事項説明書

[指定特定相談支援事業所 三恵ホーム]

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1	事業所の経営法人	2
2	事業所の概要	2
3	事業の実施地域及び営業時間	2
4	職員の配置状況	3
5	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6	利用者の記録や情報の管理、開示について	5
7	個人情報の取扱いについて	5
8	苦情の受付について	6
9	虐待の防止について	6
10	福祉サービス第三者評価実施	7

社会福祉法人 三恵会
指定特定相談支援事業所 三恵ホーム
当事業所は、東温市から指定を受けています。
(東温市指定 第 3831500404 号)

1 事業所の経営主体

名 称	社会福祉法人 三恵会
所在地	愛媛県新居浜市西の土居町 2-8-12
電話番号	0897-31-1775
代表者氏名	理事長 太田恵理子
設立年月日	昭和48年6月30日（法人認可）

2 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所
事業所の目的	障害者に対し、障害者総合支援法（平成24年法律第51号。）に基づく指定特定相談支援に係るサービスを提供すること。
事業所の名称	指定特定相談支援事業所 三恵ホーム
事業所の所在地	愛媛県東温市則之内甲 2819番地
電話番号	089-907-1588
FAX番号	089-907-1588
管理者氏名	大野 裕介
事業所の運営方針について	<ul style="list-style-type: none">① 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立つて行う。② 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮する。③ 利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。④ 利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。⑤ 関係する市町や障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。⑥ 提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。
開設年月	平成26年10月1日

3 事業の実施地域及び営業時間

事業実施地域	東温市・松山市(旧北条地区を除く。）・伊予市・伊予郡
営業日	月曜日～金曜日 ※日曜日・国民の祝日・年末年始を除く。
営業時間	8:45～17:15
サービス提供時間	9:00～17:00

4 職員の配置状況

令和3年4月1日現在

職 種	常勤換算	常勤	内兼務	非常勤	備考
1 管理者	0.2名	0名	1名	0名	
2 相談支援専門員	1名	1名	0名	0名	
3 相談員	0.3名	0名	0名	1名	

5 当事業所が提供するサービスの内容と利用料金

(1) サービスの内容

ア 基本相談支援

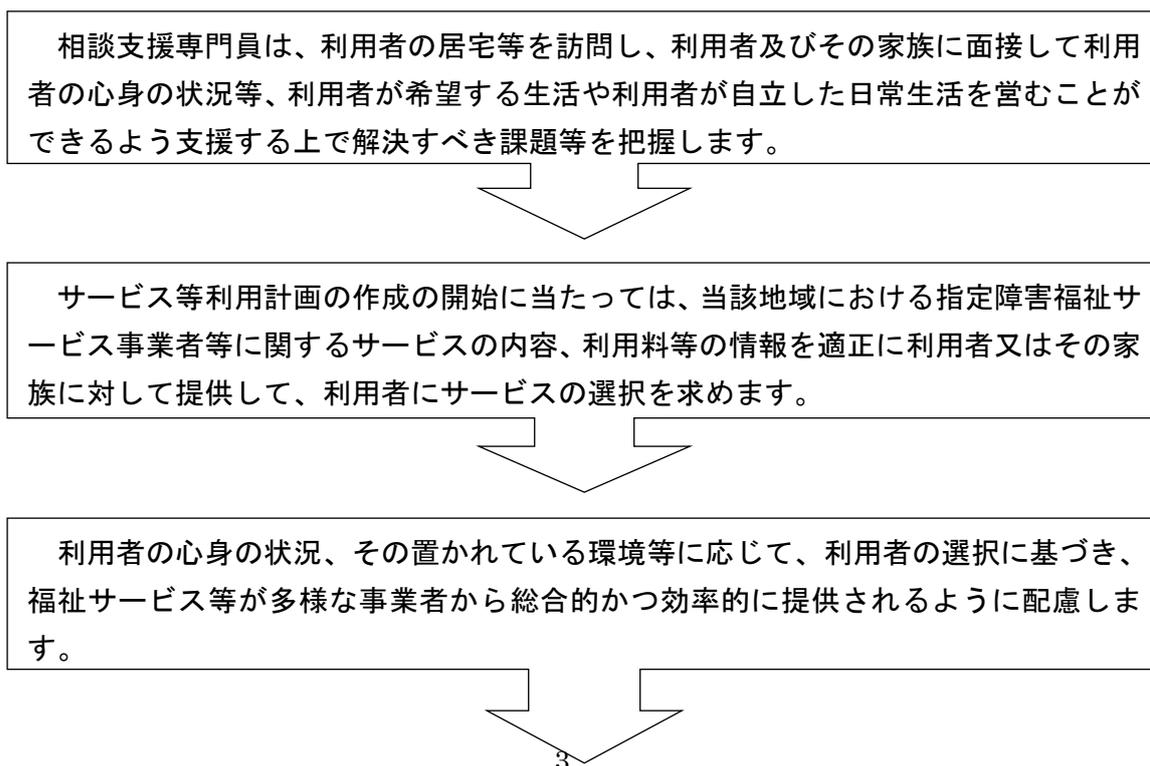
障害者の福祉に関する各般の問題について、障害者及び介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの方と市町、福祉サービス事業者との連絡調整、その他厚生労働省令で定める便宜を総合的に提供します。

イ 計画相談支援

① サービス等利用計画の作成

利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>



利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービスの利用料金

ア 法定代理受領

事業者が、法律の規定に基づいて、指定相談支援サービスに係る利用料金を、市町から計画相談支援給付費として受領する場合(以下、法定代理受領という。)は、利用者の自己負担はありません。この場合、事業所は、代理受領した計画相談支援給付費の額を、その都度利用者に通知します。

なお、法定代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む。)は、利用者から、全額を事業者にお支払いいただきます。

イ 通常の事業地域を越えて行う事業に要する交通費

事業の実施に伴って、従業者が公共交通機関等を利用した場合はその実費を、事業所の自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき40円で計算した額をご利用者にご負担いただきます。

ウ 利用料金のお支払い方法

利用者にご負担いただくサービスに係る利用料金(イの交通費を含む。)は、1か月ごとに計算し、利用の翌月10日ごろに請求しますので、その月の末日までに、下記の方法でお支払い下さい。

ア 現金による支払い	平日(土・日曜日、国民の祝日、年末年始を除く)の 8:45~17:15までに事務所までご持参下さい。
イ 指定口座への振込み	銀行名:伊予銀行 川内支店 口座No:普通預金1039939 口座名:社会福祉法人 三恵会 障害者支援施設 三恵ホーム 理事長 太田恵理子

6 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第8条第5項)

事業者は、関係法令及び当法人が定めた個人情報保護規程に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者にご負担していただきます。

閲覧・複写ができる窓口業務時間 (9:00~17:00)

コピー代	10円/1枚
------	--------

7 個人情報の取扱いについて

当事業所のサービスを提供するに当たって、利用者及び家族等の個人情報につきましては、別途『同意書』の内容を目的として、必要最小限の範囲で使用し、提供し、又は収集することとします。

なお、その期間は、サービス提供に必要な期間又はサービス利用契約期間とします。

8 苦情の受付について（契約書第14条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付担当者 統括長 山口 和子
- ② 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：45～17：15

苦情解決責任者 管理者 大野 裕介

③ 苦情解決調整委員（第三者委員）

氏名：宇和川由貴子 [連絡先] 089-966-3291

氏名：藤原 敦子 [連絡先] 089-966-3325

氏名：大西 裕 [連絡先] 089-966-4606

（2）行政機関等の苦情受付機関

ア 愛媛県社会福祉協議会（愛媛県運営適正化委員会）

所在地 松山市持田町三丁目8-15

電話番号 089-998-3477

FAX番号 089-921-5289

受付時間 9：00～16：00

イ 東温市役所 社会福祉課

所在地 東温市見奈良530-1

電話番号 089-964-4406

FAX番号 089-964-4406

受付時間 9：00～17：00

9 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、以下の取組みを行います。

- ① 虐待防止意識の向上や知識習得に努め、虐待のない地域づくりを目指します。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 虐待防止責任者を選定し、虐待又は虐待に繋がるような支援が行われていないか観察し、必要がある時は職員に直接改善を求め、指導します。

虐待防止責任者 管理者 大野 裕介

10 福祉サービス第三者評価について

第三者評価とは、質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、障害者支援施設において実施される事業について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが、福祉サービス第三者評価です。

第三者評価では、何を評価するかは、主に、福祉サービス提供体制の整備状況と取り組みについて、専門的かつ客観的な立場からの評価が行われます。

社会福祉法第78条では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」、と努力義務を規定していますが、第三者評価を受けることは法律上の義務ではありません。

今後、施設として実施していくかどうかは、協議します。

現在の福祉サービス第三者評価実施の有無 — 無

令和 年 月 日

指定特定相談支援に係るサービスの提供の開始に際し、本書面により重要事項の説明を行いました。

事業所名 指定特定相談支援事業所 三恵ホーム
説明者職氏名 相談支援専門員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援に係るサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族等 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 ()